

第2回債権者集会報告書

平成29年10月25日

東京地方裁判所民事第20部 合議C係 御中

破産者 株式会社栄光

破産管財人 弁護士 高木 裕 康

第1 前回集会以降の換価業務

第1回債権者集会以降、破産管財人が行った換価業務の概要は、以下のとおりである。

1 資産の換価業務

現在判明している破産者の資産は、添付財産目録記載のとおりであり、第1回債権者集会以降、これらに関して当職が行った換価等業務の概要は以下のとおりである。

(1) 預金

破産者の貸付先である個人の顧客からの返済用の預金口座については、現在も継続して顧客からの入金があるため、顧客に対する貸付金の回収完了後に解約する予定であり、その他開始決定時に残高のある預金口座についてはすべて解約済みである。

(2) 貸付金（関係会社等）

添付財産目録・資産の部3記載のとおり、破産者は、開始決定時において、関連会社等に対する貸付金合計9億1857万1442円を有しており、第1回債権者集会以降、貸付金元本及び利息合計1288万1787円を回収し、これま

での回収合計額は2586万4729円である。今後、引き続き回収に向けた活動を行う所存である。

(3) 貸付金（顧客）

現在も破産者に対する返済が完了していない顧客が存在し、添付財産目録・資産の部4記載のとおり、開始決定後、現在までに破産者名義の預金口座に顧客から合計821万6448円が入金されている。しかし、これら顧客からの入金の殆どは開始決定日時点ですでに過払いであったにもかかわらず入金が継続されているものようであり、今後、精査のうえ裁判所の許可を得て財団債権として返還することを想定している。

(4) 未収金

添付財産目録・資産の部5記載の破産者が平成14年12月にアスカ・ファイナンス株式会社からの事業譲渡に伴い譲り受けた和解金債権（開始決定時の残額1356万円）及びこれに関連する供託金還付請求権500万円について、相手方が事実上倒産している等の事情から、回収は困難であると思料されるが、引き続き回収に向けて調査・検討を行う。

(5) 不動産

添付財産目録・資産の部6記載のとおり、破産者は本社その他の不動産を所有しているが、本社については現在、カスタマーセンターとして使用しており、当該業務との関係で支障がなくなった段階で、別除権者の同意を得て任意売却する予定である。その他の不動産については、今後、適時に任意売却を進める予定である。

第1回債権者集会以降、破産者所有不動産の賃料及び立替光熱費合計787万3283円を回収し、これまでに回収した賃料等は合計1557万9225円である。

破産者が所有する不動産については一部を除き、根抵当権が設定されており、別除権者による賃料債権に対する物上代位を行うことが可能な状態であった。物上代位による賃料債権の差押えがされた場合、賃料回収による破産財団の増殖が一切見込めないため、別除権者と交渉し、裁判所の許可を得たうえで、平成29

年5月分以降の回収賃料のうち70%を別除権者が取得し、30%を破産財団に組み入れる内容の合意を締結した。

第2 その他前回集会以降の管財業務

1 カスタマーセンター業務

(1) 破産債権者からの問い合わせへの対応

破産者所有の本社ビル内に設置した破産管財人執務室カスタマーセンター（以下「CC」という。）において破産債権者からの問い合わせ対応を行っているが、第1回債権者集会以降も債権者からの問い合わせ等に対して混乱はなく、現在も定期的に破産管財人代理が当番制でCCに赴き、CCの運営を継続している。

(2) 顧客（過払金債権者）情報のデータ化

破産者が保有している顧客（過払金債権者）の取引履歴等の情報のうち紙媒体の台帳が存在するものの電子データ化されていないものが多数存在したため、CCにおいてこれらの顧客情報のデータ入力作業を行った。

(3) 強制執行を行った債権者の債権額の調査

開始決定前に破産者の預金に対して強制執行を行った過払金債権者について、強制執行による回収額が不明であり、正確な残債権額を把握できない状態であったため、CCにおいて執行裁判所に対する配当表等の謄本交付申請を行った。

(4) 訴訟外の和解が成立している債権者の債権額の調査

開始決定前に訴訟外の和解が成立している過払金債権者について、和解成立後の和解金の弁済の経過等の取引履歴が電子データ化されておらず、開始決定前日までの遅延損害金の計算ができない状態であったため、破産管財人において計算書のフォーマットを作成し、CCにおいてデータ入力作業を行った。

2 過払金計算システム及び債権者管理システムの開発

本件においては、今後の債権調査のために、過払金債権者の債権額を正確に把握することが不可欠であり、その一方で、破産者が従前保有していた過払金計算システムは正確な債権額を計算するには不十分なものであったため、裁判所の許可を得

たうえで、システムエンジニア（以下「SE」といいます。）に対して、過払金計算システムの開発、導入を委託し、SEと定期的の打合せを行い、システムの開発、導入作業を行っている。

また、本件では過払金債権者だけでも債権者数が約3万6800名の多数に上るため、今後の債権調査等におけるヒューマンエラー回避のために、上記の過払金計算システムとリンクした債権者情報等を管理するためのシステムの開発を行うべく、SE等と定期的に打合せを行っている。

第3 今後の管財業務

破産者が有する多額の貸付金の回収を中心に、引き続き換価・回収業務を行う予定である。

添付資料

- 1 財産目録
- 2 収支計算書
- 3 【破産】貸借対照表

以上

(作成日：平成29年10月12日)

平成28年(フ)第5815号
破産者 株式会社栄光

財 産 目 録

(開始決定日 = 平成28年8月15日 現在)

破産管財人 弁護士 高木 裕康
(単位=円)

資産の部

番号	科目	簿価	評価額	備考
1	現金(H28.8.17引継)	-	55,063,508	
2	預金	2,287,698	2,287,698	一部相殺
3	貸付金(関係会社等)	918,571,442	25,864,729	評価額は現在までの回収額
4	貸付金(顧客)	-	8,216,448	開始決定後の過払金を含む。
5	未収金	18,560,000	-	
6	不動産	1,072,406,487	15,579,225	評価額は現在までの賃料回収額
7	敷金	160,000	160,000	16万円につき社宅敷金立替分の返還受領。 (その他預り金として622,000円あり)
8	有価証券	-	9,800	H28.9.2付売却許可。 売却、入金済。
9	保険	-	110,840	評価額は現在までの解約返戻金回収額
10	美術品	29,936,907	2,641,466	H28.10.2付売却許可により売却済。
11	裁判所保管金残金	9,278	9,278	督促オンライン解約、残高返金済。
12	還付金(税金)	-	351,753	
13	自動販売機売上	-	4,916	
14	利息	-	517	
15	口座開設費	-	1,000	
	資産合計	2,041,931,812	110,301,178	

負債の部

番号	科目	届出額	評価額	備考
1	財団債権			
	公租公課	6,210,903		
	労働債権	0		
	過払金(開始決定後)	未定		開始決定後に入金された過払金
2	優先的破産債権			
	公租	0		
	公課	0		
	労働債権	0		届出留保
3	劣後的破産債権			
		0		届出留保
4	一般破産債権(別除権付債権を除く)	939,581		届出留保
5	別除権予定不足額	0		届出留保
	別除権付債権(合計に含まず)			届出留保
	負債合計	7,150,484	0	

収支計算書

自 平成28年8月15日
至 平成29年10月12日

破産管財人 弁護士 高木 裕康

(単位=円)

収入の部			支出の部		
番号	摘要	金額	番号	摘要	金額
1	現金(H28.8.17引継)	55,063,508	1	事務費	359,958
2	預金	2,287,698	2	破産通知発送郵送料	1,917,908
3	貸付金(関係会社等)	25,864,729	3	業務委託料(破産通知発送)	275,861
4	貸付金(顧客)	8,216,448	4	履行補助者給与	15,937,378
5	不動産	15,579,225	5	履行補助者給与(税理士)	293,370
6	敷金	160,000	6	履行補助者給与(会計士)	983,150
7	有価証券	9,800	7	派遣会社委託料 (コールセンタースタッフ)	1,447,632
8	保険解約返戻金	110,840	8	業務委託料	7,779,000
9	美術品	2,641,466	9	清掃業務委託料(共用部分)	213,500
10	裁判所保管金残金	9,278	10	清掃料金(ゴミ回収)	562,736
11	還付金(税金)	351,753	11	保険料	2,838,550
12	自動販売機売上	4,916	12	公共料金支払	5,761,504
13	預金利息	517	13	リース料	157,405
14	口座開設金	1,000	14	賃貸マンション管理費	1,227,762
			15	税金納付	2,648,790
			16	差押執行停止費用	5,286
			17	明渡費用	5,130
			18	セキュリティ装置料	313,470
			19	システム用品購入料	167,594
			20	和解金支払	4,557,070
	合計	110,301,178		合計	47,453,054

差引残高 62,848,124

(作成日 = 平成29年10月12日)

平成28年(フ)第5815号
破産者 株式会社栄光

【破産】貸借対照表

(開始決定日 = 平成28年8月15日 現在)

破産管財人 弁護士 高木 裕康

資産の部			負債の部		
番号	科目	評価額 =財団組入(見込)額	番号	科目	評価額=認める債権額
1	現金	55,063,508	1	財団債権 (公租公課)	6,210,903
2	預金	2,287,698	2	財団債権 (労働債権その他)	0
3	貸付金 (関係会社等)	25,864,729	3	優先的破産債権 (公租公課)	額未定
4	貸付金(顧客)	8,216,448	4	優先的破産債権 (労働債権)	額未定
5	不動産	15,579,225	5	一般破産債権(別 除権付債権を除く)	額未定
6	敷金	160,000	6	別除権予定不足額	額未定
7	有価証券	9,800		(別除権付債権)	額未定
8	保険解約返戻金	110,840			
9	美術品	2,641,466			
10	裁判所保管金残 金	9,278			
11	還付金 (税金)	351,753			
12	自動販売機売上	4,916			
13	預金利息	517			
14	口座開設金	1,000			
	資産合計	110,301,178		負債合計	6,210,903

差引 資産不足額 額未定